(別紙1の1) 【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受 給者一人当たりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とする ことを

※ 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書 以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してくだ さい。

年 月 日 株式会社〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から表明を受けました。

 年 月 日

 株式会社〇〇〇

 従業員代表
 氏名 〇〇 〇〇 印

 給与又は経理担当者
 氏名 〇〇 〇〇 印

(留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用(別紙1の1)と中小企業 等用(別紙1の2)で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業:中小企業等以外の者をいう。

中小企業:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」 を決算月(別紙1の1に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して3ヶ月以内に 契約担当官等に提出してください。

また、暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに契約担当官等に提出してください。 ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能です。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限・事業年度の 開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月 以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間なお、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができます。
- 3 事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、 賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができます。
 - ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
 - ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)
 - ※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等となります。
- 4 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としないものとします。
- 5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。

ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

(別紙1の2) 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与総額 を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを

※ 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書 以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してくだ さい。

年 月 日 株式会社〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から表明を受けました。

年 月 日 株式会社〇〇〇〇

従業員代表氏名〇〇〇〇印給与又は経理担当者氏名〇〇〇〇印

1 (留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用(別紙1の1)と中小企業 等用(別紙1の2)で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業:中小企業等以外の者をいう。

中小企業:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出してください。

2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」 を決算月(別紙1の2に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して3ヶ月以内に 契約担当官等に提出してください。

また、暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに契約担当官等に提出してください。 ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能です。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限・事業年度の 開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月 以内
- 契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間なお、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができます。
- 3 事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、 賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができます。
 - ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
 - ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)
 - ※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等となります。
- 4 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としないものとします。
- 5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。

ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

(別紙2の1) 【大企業用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
等平均受給額	等平均受給額	(2/1-1)		
1	2	×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書							
	「「10 主要科目」の (労務費+役員報酬+従業員給料)」÷「「4 の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する							
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表							
【算出方法】「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷ 「人員」で算出した金額を前年と比較する								

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4) の写しを添付してください。

(別紙2の2) 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
総額 ①	総額 ②	(2/1-1)		
		×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書							
	「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 ・与総額を前年度と比較する							
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表							
【算出方法】「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 で算出した給与総額を前年と比較する								

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4) の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

В 1 0 0 6

なお	、元	法人事業概況説載欄が不足する	明音の書き方 項目につきま	してに	かずには、お	- 記載 3手数	ですが、	光中告禮 適宜の月	毎に別	途記載(の上、	添付願い	くたさい。 います。		整理	里番号	possessi p				
法	屋	号()					事	-14		平成		年					税系	:	
人									年		bunio	平成	(ウナー	年	^°-	ジアト	11.7		処理	生 作刺	
名	-		電話()			-1 h1	目社一ペー	ニホーム - ジ σ	"Tree"	有	日红	1,-2	4,/-		· \(\nu_{\text{\tinx{\tint{\text{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tin{\tin				
法人	L		DEPARTMENT OF THE PROPERTY OF	To	_	IEI			有	and the state of		無		, IE	T		,				ed lesensed les
	()業	2支店	(1)	国内	支 店	•			数		and barrowal	(2)	1	内	子生	: 社	の数	homen	
1				子会社	支	海原	支 店	•	店		数 従業 [海子会 子会社	社の数			50%以子会 出資	資割合が 上の海外 社 の 数	
事				社の状況	سين	h1 =	折在地国 2				員数		al barrand	会社外	子会社				割合%		
業				THE OWNER WHEN	店				1		員数								割合外	6	
内				3 海 外	取	輸相	輸入		輸出	商品]無	取:	引金額	(百)	5円)	(2)	<u></u>		数料 [ライヤル	
容				取引状況	引種	人	目手国	-	主な市			- L				出海 入外 以取	○無	〇 売	券の買	会銭の 借	
-	(a)			涗	類	輸出		1(0)	·					<u> </u>		外引	その他	(-			
4	(1)期	常勤役員				5 C		-POP		indows		Mac	Linux	8	答	区分		氏 :	各	代表者	-
期	末従			4		0	D C	" os	O ?	の他	(Total BC)		理	現金	7.5			-	現 [
末	事員				****	3 (3	利用刑		一管理	回管理		在軍·販売管理	回管理	経		通帳	p		L c4 promp		英 [
従	0)				and .		4) 会計:		1	用等		有	○ 無	理	(Z) i	式算表の作成状況		毎 月		おむね目ごと) 決算
事	状況					t	5) 会計ソ		-		-			の		原泉徴収	processor	哈 与	punning .	H·料金	〇 利·
員	(単位	計			1 2	兄 (6	5) メール		- In-	2=	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	to in	D. C		1.	寸象所得	M	已当		居住者 (]退
等の	位:人	計のうち代表者家族数			1	_	ア) データ(クラウド	O \$	城体	リサーバ	状	(4)	当期課税売 (単位:千	円)	(E)			
状)	計のうちアルバイト数	THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH] 見見	反[[1 (1/2)	ット取引)	〇烷	E O	仕入 し	24費		況	費	経理方式	税 抜 報	(5) 実施人	色の有無		1
況		賃金の 定め方	A固合給			包 (2	江工	-	feminant	社H	1)他	社HP		-	-	税 込 報理方式			F	-
4		の有無し	有 無 無			7 株:	主又は木	朱式所	有異重	かの有	-)有			-		報酬額	の異動	の有無		1 (
		上(収	入) 高	5		_					特		別	損	_	失					
10		記のうち兼業	-	-							税		前当	期		益					
主	売	上(収)		, h							資	(負債の音	の 部合計+純		部合計	計)					
要	売		掤 卸 高	b-0							Vr-	現	金	子 手		金					
科	上	注 2									資		取 引当金控	除前		形					
目	原	※福利厚生費等	務 猫 を除いてください	/a L							産		引当金控		主3	金					
	価		注	Jan.									資産(未)	成工事	東支出	金)					
	のう		朋 卸 高								の	貸	1	寸		金					
_	ち		賞 却 費								, う		f償却累計都		炎	物					
単		地代	家 賃	-									械 i償却累計額		炎	置					
位	売										ち	来減価	j両 i償却累計額			舟白					
177	販	役 員	報									土		- - - - -		地					
•	管費		員給 料	be de							負	(資産の音	の 部合計 - 純	資産の	部合計	- 3					
干	の		祭 費	Jan.							負	支	払	手		形					
	うナ		賞却	- 60 pm							債の	買 注3		卦 ——		金					
円	ち	地 代	家 賃	jan							う	個				金					
	営		損 盆								5			借		金					
22	特		利益	m							純		産 の 部合計-負			計					
注 4 111	大表	者に対する	の単位: 千 吸酬等の金額	類対	日子						針金						仮払金				
重借 半	1			支持	払利息	-	1. 1			什	昔入金						仮受金				

⁽¹⁾の有·売上欄に該当がある場合 選送業においては熱費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

┗ [18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

	(1)	(兼業	種目)	٠		(兼業割	合)	% .			,					
	(1) 兼業の								13							N.
12	 表 の				- '	,						٠	•		:	
	状 況						•		主							
事	况		····			÷ .			な	* .						
	(2)					N. C.			設					•		
ı	事			:												
業	業								備							
	内			1					等							
形	容の								 ၈						• •	
	特			*												* :
態	異 性		•						状							
<i>A</i> L.	性				• **				況							
	(3)) 売	 L 区 分	現金売上		% 掛 売	-	%	:			•		•		i
14	売	上	締切日	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.l	決済日			10	(1)氏 名	Ī			•		
決済		-			-	. (•	16 税	(2) 事務所所在地						
資	仕	入	締切日			決済日		* /	税理			-				
14決済日等の状況		注費	締切日			決済日			士の	(3)電話番号	Lizzin				. [==	
淣	給	料	締切日			支給日			関与状況		<u> </u>	告書の作品		調査立	会し税	務相談
15		ф	長 簿	書	類	の名	- 称		状	(4) 関与状況	() 決	算書の作品		云票の整.	理 〇 補助)簿の記帳
帳			•						況			勘定元	帳の記	帳 🔘	原泉徴収関	係事務
簿					1				17							
類					1	•			加	(役職名)	-					
の			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			·.			組組							
備			•	•		* .		<u></u>	加入組合等	(役職名)	-					
付状		•			 				ずの	営業時間	開店	時	ta .	閉店	時	
況			***			•			の状況	· .	-					ш\
			⊨ L / ı/π	入)金	tes T	仕 入	金	な 否	<i>//</i> L	定休日	毎週	毎月		曜日	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	日)
	月月	IJ	· 上(収	人 / 玉 1	額	<u>11 / / </u>	JE.	額	5	↑ 注 費	人件	費	源泉 税	徴収 額		従事 員数
1,0		_	千円	<u> </u>	千円	- FF	<u> </u>	- 千円		千円		千円	126		1 千円	
18	,	月														
月)	月	•				* *									
別)	月														
の	,	月	1 1	`				•								1
)	月			$\neg \dagger$							* .				
売	<u> </u>	月								•			*			<u> </u>
上	-	月			\dashv		,		-			`				
高		/	<u> </u>				1		_							
等	-	_	* .		-											
1	<u> </u>	月	<u> </u>	3 A A	.								· .			
の	_	月					<u> </u>									,
状		月														
況		月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						·							
	計	1 '								<u> </u>						
	前りの実施	期	- 													
1		~]		<u>.</u>				· ·							7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当	成標		* * .													
再用	mpe.															
期の影	の							:			•					
当期の営業	の 概 要							:				:	:			.*

	F E O 1 O 4
令和 [] 年分 給与所得の源泉徴 (所得稅法施行規則別表第5(8)、5(24)、5	収票等の法定調書合計表 5 (25)、5 (26)、6 (1) 及び 6 (2) 関係) 署番号
稅務署 令和 年 月 日提出 稅務署長 殿	事業種目 整理番号 2
住所又は 所 在 地 (フリガナ)	調書の提出区分 提 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹 旋 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ)
氏名又は 名 称 個人番号 又は 法人番号(注) (フリガナ) 代表者氏 氏 名	To 1
1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収	票 合 計 表 (375)
区 分 人 員 左のうち、漁泉微収税額のない者 支 徐 結集、賞与等 総 額 力ちち、馮潔徳川税額のない者 東 海の方ち、海原微収税額のない者 支 方ち・丙戌適用 温度労務者の賃金	社 愈 類 線 泉 改 収 稅 類
泉徴収票	要)
Flction _	声 ム 弘 字 /210)
区分 人 員 支 払 金 職 手当 等 総 額	景 百 数 (3 1 0)
区 分 個 人 図 人 図 人 以 原稿料、講演料等の 別	外 支払金額 源泉微収税額 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円 月 円
のうち、支払調書を提出するもの 体数 支払金 のうち、所得税法第174条第10号 規定する内国法人に対する賞金 株 と審減免法により 人員	類
数 収 猶 予 した も の	
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (37 区 分 人 員 支 払 金 類 対対動師の総額	76) 通信日付印 確 認 提出年月日 身元

F E O 1 O 4

令和 □□ 年分 給与所得の源泉徴	収票等の法定調書合計表
(所得稅法施行規則別表第 5 (8)、5 (24)、5 令和 年 月 日提出	事業種目 整理番号 □
令和 年 月 日提出 税務署 税務署長 股	1.
住所又は 電話	前音 V 提出 区 万
(フリガナ) 氏名又は	(フリガナ) 本店等 翌年以降 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
出個人番号](FW)==14
法人番号(注) ※個人番与又は本人番号は後与されません 者 (フリガナ)	1, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 給 与 所 の 源 泉 徴 収 区 分 人 頁 左のうち、凝泉徴収税額のない者 支	T
(3) 機能 結与 費与等 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	4 4<
②のうち、丙爾適用 の日屋労務者の資金	
源泉徴収票 を提出するもの	
(により徴収 消予したもの	要) 要 合 計 表 (316) 票 合 計 表 (316) の合計表を作成する場別にコード
2 退職所得の源泉徴収 区分	票 合 計 表 (316)
(3) 退 號 手 当 等 (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (7) (9) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (10) (7) (<u> </u>
区分级人级人	支払調書合計表 (309) 、を記録 水 支払金額 源泉散収税額 人 門 人 し
得 報酬又は料金 (1号該当)	A 支払金額 源泉散収税額 人 P 人 P 人 P 人 P 人 P A P A P A P B P
法 報酬又は料金 (2号該当)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
条 に 職業野球選手、騎手、外交員等の 規 翻 双 は 料 金 (4 号該当)	<u> </u>
定 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当) 人	人 P P 号電7
報 ホ ス テ ス 等 の 翻 報 政 は 料 金 (6 号 該 当)	
(c) 契約 金(7号該当) (本) 金(8号該当)	Total
等 ③ 計 実	
(B) (D) 5、支払調書を提出するもの (D) (A) (A) (D) (A) (D	F 7 16
区 分/件数 支払金 ③のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金 ####################################	T
災害減免法により 徴収猶予したもの	OVI OVI
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (31	
区分 人員 支払金額 使用料等の総額 人	円 高田 人 円 書伯 人 円 書伯
® (高のうち、支払調書 を提出するもの 人	門 ® 例のうち、支払調告
(摘 要)	(摘要) (摘要) (100mm) (10
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (37	
(A) 建设计可持备の轮额	

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「<a>⑤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等に ついて記載する。
 - (2) 「**② ②のうち、源泉徴収票を提出するもの**」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
 - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
 - (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
 - (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「②計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「②のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄**には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「**災害減免法により徴収猶予したもの**」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「②譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「® **②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - **イ** 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調 書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額**」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

契約担当官等 役職 氏名

従業員への賃金引上げ計画未達成による減点措置について

貴社が 年 月 日に表明した従業員への賃金引上げ計画が未達成等のため、下記の期間、総合評価落札方式による調達時に減点をしますので、お知らせします。

年月日~ 年月日

1 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方の具体的な場合の例

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金等により評価する)

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する 場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者 等給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、 計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総 額等を評価する。
- 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、 適切に控除や補完を行って評価する)

- 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、 別途これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れに よる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に 従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価す る。
- 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げ を実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
 - ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

1 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札 説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると 認められる」ことが明記された書面(別紙9の1又は別紙9の2)を、賃 上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事 後であってもその後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類を もって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの 平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内 賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及 び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期 待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏ま えて判断することも可能とする。

【具体的な場合の例】

- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内 賃金などにより評価する
- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与 総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で 給与総額等を評価する。

- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を 評価する。
- ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護 休暇の取得者等、給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価 する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用 に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超 過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

○ 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考 慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い 入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった 実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に 賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上 げ実績を評価する。
- ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和○年度(令和○年○月○日から令和○年 ○月○日までの○○株式会社の事業年度)(又は○年)において、令和○ 年○月○日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを 実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1)

評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2)

評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度〇%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000